平成２３年（フ）第７９号
埼玉県東松山市桜山台２番地13
債務者　野村　杏子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第８９号
埼玉県比企郡嵐山町大字平澤10番地３　プレジール103号室
債務者　加賀美　智
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第９７号
埼玉県比企郡吉見町東野２丁目８番地２
ホースブリッジ21―102号室
債務者　大越　幸子（旧姓本田）
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第５１号
神奈川県小田原市扇町２丁目２番１号
債務者　加藤美恵子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５４号
神奈川県小田原市扇町１丁目42番27号　リバーサイド103
債務者　加藤　　麗
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８５号
神奈川県厚木市水引１丁目12番24―102号
債務者　原　　仁美
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第９１号
神奈川県足柄下郡箱根町強羅1320番地の21
東芝芝翠荘寮426号
債務者　森田　千和
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１０８号
神奈川県厚木市愛甲257番地21　メイビル厚木207
債務者　後藤　博典
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１１８号
神奈川県小田原市府川686番地　市営仲沢住宅９号棟45号室
債務者　加藤　　薫
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３号
新潟県燕市水道町１丁目２番11―２号
債務者　廣川由美子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第８号
新潟県三条市西大崎１丁目13番14―１号
債務者　馬場　和枝
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第３２号
愛知県一宮市萩原町西御堂虫祭２番地　県営西御堂住宅５棟603号
債務者　三島伊鶴子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３３号
三重県松阪市西之庄町86番地１
債務者　橋本　俊樹
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第１４号
京都府南丹市園部町上木崎町坪ノ内19番地　長生園
債務者　松下　安榮（旧姓石塚）
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第５８号
香川県さぬき市志度480番地
債務者　藤岡　鈴代（旧姓蓮井）
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第６４２号
長崎県南島原市布津町乙1121番地５
債務者　児島栄一郎
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３６号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷13番地５　コーポ銀河101号
債務者　川下　拓也
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係